（裏面）

（略）

区分	受験資格		提出書類
（略）	（略）		（略）
短大等（３年制） ＋ 実務経験（１年以上）	指定科目履修者	（略）	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等（２年制） ＋ 実務経験（２年以上）	指定科目履修者	（略）	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
（略）	（略）		（略）

（略）

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第二十三条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準） **第五条**　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　（略） (2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した者。以下この号及び次条第一号において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除	（精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準） **第五条**　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　（略） (2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

（裏面）

（略）

区分	受験資格		提出書類
（略）	（略）		（略）
短大等（３年制） ＋ 実務経験（１年以上）	指定科目履修者	（略）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等（２年制） ＋ 実務経験（２年以上）	指定科目履修者	（略）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
（略）	（略）		（略）

（略）